前橋市職員定数条例の改正について（議案第１５３号）

職員課

１　改正の理由

定年の引上げによる高齢期職員の増加に対応するため、市長の事務部局及び公営企業の職員の定数を改める。

２　内容

(1) 市長の事務部局の職員の定数を１，８７５人（現行１，７６０人）とする。

(2) 公営企業の職員の定数を１５０人（現行１４５人）とする。

３　施行期日

令和９年４月１日